

平成20年6月2日

投資信託の「特定口座」の取扱開始について

武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）では、平成20年6月2日（月）より、お客さまの利便性の向上を目的に、投資信託の「特定口座」の取扱いを開始しますのでお知らせします。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 取扱開始日 | 平成20年6月2日（月） |
| 2. ご利用いただけるお客さま | 個人のお客さま |
| 3. 対象となる商品 | 当行でご購入された株式投資信託 |
| 4. 特定口座のご利用メリット | |

「特定口座」とは、個人のお客さまが株式投資信託を買取請求などで換金した場合の譲渡損益等を当行がお客さまに代わって計算し、「年間取引報告書」にまとめる口座です。特定口座をご利用いただくと、確定申告が不要またはお手続きが簡単になります。

「特定口座」には、当行が税金を源泉徴収する「源泉徴収あり」と、お客さまが税金を納付する「源泉徴収なし」の2種類があります。「源泉徴収あり」を選択された場合は、当行がお客さまに代わって納税まで行い、「源泉徴収なし」を選択された場合は、お客さまは当行が作成する「特定口座年間取引報告書」を添付して簡単に申告することが可能です。

※内容の詳細は、別紙「特定口座の概要」をご参照ください。

以上

【商号等】	株式会社武蔵野銀行登録金融機関
【登録番号】	関東財務局長（登金）第38号
【加入協会】	日本証券業協会

報道機関からのお問い合わせ先

営業統括部 小菅・岩本

TEL 048-641-6111（代） 内線 2319



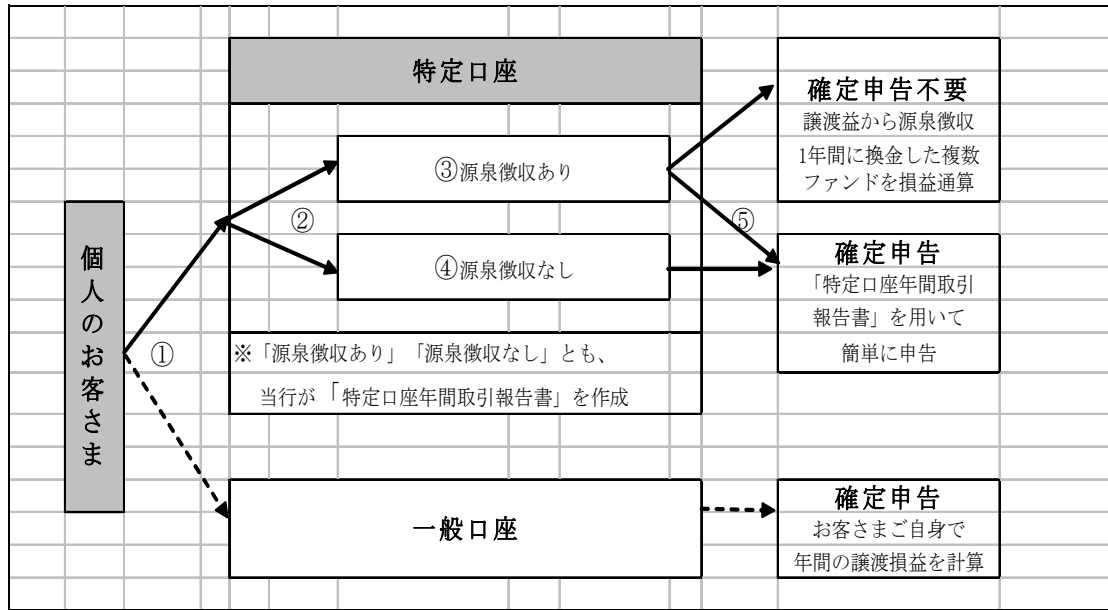
武蔵野銀行

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-8
http://www.musashinobank.co.jp総合企画部 広報・IRグループ
TEL (048) 647-2718
FAX (048) 641-6120

特定口座の概要

個人のお客さまが株式投資信託を買取請求などで換金した場合の譲渡損益等を当行がお客さまに代わって計算し、「年間取引報告書」にまとめる口座です。特定口座をご利用いただくと、確定申告のお手続きが簡単になります。

特定口座のイメージ図



※番号の説明は下記参照

- ① 「特定口座」と「一般口座」のどちらかをご選択いただきます。「特定口座」と「一般口座」との併用はできません。
 - ② 特定口座を開設し、源泉徴収方法は、「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」のいずれかをご選択いただきます。(併用はできません)
また、源泉徴収方法の変更は、その年(1月～12月)の最初の換金取引(買取、解約、償還)まで可能です。
 - ③ 「源泉徴収あり」の場合は、換金の都度、当行で税額の計算、源泉徴収・還付を代行するため、原則として、お客さまの納税手続は不要となります。
 - ④ 「源泉徴収なし」の場合は、原則確定申告が必要となります。
 - ⑤ 「源泉徴収あり」の場合でも、一般口座や他の金融機関の特定口座との損益通算や、繰越控除を行う場合など、必要に応じて確定申告も可能です。
「特定口座年間取引報告書」を年1回1月にお客さまに送付するため、確定申告をする場合でも申告が簡易になります。
- ※ 公社債投資信託(MMF等)は特定口座のメリットを享受できません。
- ※ お客さまが当行で既に一般口座にて保有している株式投資信託について、特定口座へのお預入れ期限は、法令により平成21年5月31日までとなっています。

《ぶぎん》特定口座に関し、ご留意いただきたいこと

- 特定口座の開設は、国内にお住まいの個人のお客さまのみとなります。
- 特定口座の開設は、1金融機関に1口座のみとなります。
- 特定口座の開設には、投資信託振替決済口座の開設が必要となります。なお両口座は同一店舗で開設していただく必要があります。
- 特定口座の開設手続きは、開設を希望される店舗での受付となります。
- 特定口座では、解約・償還損および買取請求による譲渡損益のみが計算されます。収益分配金、解約・償還益については、特定口座開設の有無にかかわらず源泉徴収が行われます。
- 特定口座を開設いただく前のお取引は、特定口座としての譲渡損益計算や税額計算の対象とはなりません。
- 特定口座を開設いただく前、および特定口座廃止日以降のお取引は「特定口座年間取引報告書」には記載されません。
- 特定口座での譲渡損益計算や税額計算の基準日は、受渡日を基準とします（お申込日ではありません。）対象となるお取引は、年初1営業日から年末の最終営業日が受渡日となるお取引となります。
- 特定口座開設後の国内公募株式投資信託のお取引は、原則として特定口座を通じて行います。
- 特定口座での換金は原則として買取請求となります。
- 特定口座を開設していただいた当日は、特定口座を通じたお取引ができない場合があります。
- 確定申告により、配偶者控除や扶養控除等に影響がある場合があります。また国民健康保険の保険料は自治体によって計算方法が異なるため、確定申告によって保険料が変わることがあります。
- 特定口座への国内公募株式投資信託の預入れおよび特定口座でのお取引については、各種法令・通達等に従います。各種法令・通達等の内容が変更された場合には、変更後の内容に従うものとします。
- 特定口座を含む各種税制は、今後も変更されることがありますので、ご注意ください。また、特定口座の開設および源泉徴収方法の選択に関しては、お客さまご自身でご判断いただきますようお願いいたします。なお、税務上のアドバイスにつきましては、税理士にご相談ください。
- 特定口座を開設いただく際には、必ず「特定口座約款」をご覧ください。

投資信託に関し、ご留意いただきたいこと

- 投資信託は、預金ではなく、当行が元本を保証する商品ではありません。
- 信託は預金保険の対象ではなく、当行で購入する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託はクーリングオフの適用はありません。
- 投資信託は国内外の株式や債券など値動きのある金融商品を組入れているため、基準価額が下落して、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されるお客さまに帰属します。
- 投資信託のご購入に際しては、必ず最新の投資信託説明書（交付目論見書）、及び契約締結前交付書面により商品内容を十分確認のうえ、ご自身でご判断してください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）は当行の本・支店等でご用意しております。
- 投資信託のお申込みにあたっては、当行所定の申込手数料がかかるほかに（無料の商品もあります）、保有期間中は信託報酬等がかかります。また一部の商品は換金時に信託財産留保額が基準価額より差し引かれます。